

議案第16号

佐倉市個人情報保護条例及び佐倉市情報公開条例の一部を改正する条例
の制定について

佐倉市個人情報保護条例及び佐倉市情報公開条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市個人情報保護条例及び佐倉市情報公開条例の一部を改正する条例
(佐倉市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 佐倉市個人情報保護条例(平成17年佐倉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「個人に」を「生存する個人に」に、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第7条第2項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに」を「要配慮個人情報のうち、信条に係る個人情報及び」に改める。

第16条第2号中「開示することにより、当該個人の正当な」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の」に改める。

第17条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

(佐倉市情報公開条例の一部改正)

第2条 佐倉市情報公開条例（平成13年佐倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「であって、」の次に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次

条第2項において同じ。)により」を加える。

第8条第2項中「のうち、」の次に「氏名、生年月日その他の」を、「となる」の次に「記述等の」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

2 佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成18年佐倉市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第3号」を「第2条第8号」に、「個人情報保護条例第2条第2号」を「個人情報保護条例第2条第4号」に改める。